

学生・生徒除雪ボランティア実施要綱

(目的)

除雪ができずに困っている高齢者や障がい者の方が、安心して買い物や通院に出かけられる安全な暮らしを確保するため、周りの人の助力を得ることができない地域の除雪作業の支援を通じて、ボランティア活動への理解の促進と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

(除雪を申し込むことができる者)

下記のいずれかに該当する自力での除雪が困難な方で、家族や近隣の方の援助を受けることができない地域にお住まいの方を対象とします。

(1) 後期高齢者（75歳以上）のみの世帯

(2) 重度障がい者（療育手帳A又は身体障害者手帳1級若しくは2級の所持者をいう。）のみの世帯

(3) その他、小松市社会福祉協議会会長が認めるもの

(活動内容)

積雪が概ね30cmを超える場合に、玄関前から道路までの除雪を行います。なお、屋根の雪下ろしは、ボランティアの安全を確保する必要から対象外とします。

(ボランティアの登録条件)

小松市内の高校・大学の学生・生徒で、部活動、サークル等のグループ単位での登録とします。なお、社会人や一般の方もグループで登録することができます。

(ボランティアの登録方法)

除雪ボランティア登録申込書（別紙1）に必要事項を記入し、社会福祉協議会にお申込みください。

(除雪の要請)

民生委員・児童委員が、電話又はFAXで社会福祉協議会に除雪をご依頼ください。

(準備、持参いただくもの)

スコップ、軍手（無い者は、社協より貸与）、その他は各自ご用意ください。

(除雪先への移動について)

現地までの移動手段として、ボランティアグループで車・マイクロバス等の手配が可能な方は、用意をお願いします（その場合は、交通費等として1日あたり3,000円を支給）。移動手段が無い場合は、社会福祉協議会で手配します。

（ボランティア保険の加入）

除雪ボランティア登録者は、ボランティア活動保険に加入していただきます。なお、保険料は社会福祉協議会が負担します。

（個人情報の秘守）

登録していただいた情報については、ボランティア活動以外の目的には使用されません。

（登録から活動までの流れ）

